

改正

平成31年3月25日告示第12号

基山町結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、婚姻に伴う新生活における経済的負担を軽減することにより、町内への定住の促進を図るため、新規に婚姻した世帯に対し、予算の範囲内において、基山町結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、基山町補助金等交付規則（平成7年規則第4号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 平成31年1月1日から平成32年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦のいる世帯をいう。
- (2) 住居費用 婚姻を機に新たに住居を賃借する際に新婚世帯が支払った敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）及び仲介手数料をいう。ただし、親族（2親等以内）が所有する住居を賃借する場合を除く。
- (3) 引越費用 婚姻後に同居するために引越しをした場合の引越業者又は運送業者へ支払った費用をいう。

(補助対象世帯)

**第3条** 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 婚姻届出日現在において、年齢が夫婦ともに34歳以下であること。
- (2) 夫婦ともに基山町に住民登録を行い、現に居住していること。
- (3) 申請日時点における直近の所得証明書をもとに算出した新婚世帯の所得が340万円未満であること。ただし、次のいずれかに該当する場合にあつては、それぞれの計算方法により算出した額が340万円未満であること。

ア 夫婦の双方又は一方が離職し、申請時において無職の場合は、離職した者については、

所得なしとして、新婚世帯の所得を算出する。

イ 貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。以下この号及び第5条第1項第5号において同じ。）の返済を現に行っている場合は、申請日時点における直近の所得証明書をもとに算出した新婚世帯の所得から当該所得の算定期間における貸与型奨学金の年間返済額を控除する。

（4）市町村税の滞納がないこと。

（5）過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと。

（6）基山町暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

（補助金の額等）

**第4条** 補助金の交付の対象となる経費（消費税及び地方消費税を含む。）は、平成31年1月1日から平成32年3月31日までの間に新婚世帯が支払った住居費用及び引越費用とする。

2 補助金の額は、前項に規定する経費の全額とし、1世帯当たり30万円を上限とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（補助金の交付申請等）

**第5条** 補助金の交付を受けようとする者（申請者及び配偶者をいう。以下「補助対象者」という。）は、規則第3条の規定にかかわらず、基山町結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に、町長に提出しなければならない。

（1）夫婦の記載のある戸籍謄本又は婚姻届受理証明書

（2）住民票謄本

（3）申請日時点における直近の所得証明書（市町村の長が発行する所得を証明する書類をいう。）

（4）離職したことがわかる書類（離職した場合）

（5）貸与型奨学金の年間返済額がわかる書類（所得の算定期間において返済した場合）

（6）市町村税の滞納がないことを証する書類

（7）住宅の賃貸借契約書及び領収書の写し（住居費用について補助金交付を申請する場合）

（8）引越費用に係る領収書の写し（引越費用について補助金交付を申請する場合）

（9）前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否を決定したときは、基山町結婚新生活支援補助金交付決定通知書（様式第2号）又は基山町結婚新生活支援補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

**第6条** 前条第2項の通知を受けた補助対象者は、速やかに基山町結婚新生活支援補助金交付請求書（様式第4号）により、町長に請求するものとする。

2 町長は、前項の請求に基づき補助金を交付するものとする。

（補助金交付の取消し等）

**第7条** 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- （1） この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- （2） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （3） 市町村税を滞納したとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、町長は補助対象者に対して補助金の返還を求めるものとする。

3 補助対象者は、前項の規定により返還を求められた場合は、直ちに当該補助金を返還しなければならない。ただし、町長がやむを得ないと認めた場合は、返還する金額を減額することができる。

（報告等）

**第8条** 町長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、補助対象者に対して、報告又は書類の提出（次項において「報告等」という。）を求めることができる。

2 補助対象者は、報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（補則）

**第9条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

**附 則**

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

**附 則**（平成31年3月25日告示第12号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

年 月 日

基山町長 様

住 所  
氏 名 印  
電話番号

基山町結婚新生活支援補助金交付申請書

基山町結婚新生活支援補助金の交付を受けたいので、基山町結婚新生活支援補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 婚姻日	年 月 日		
2 婚姻日における夫婦の年齢	申請者	年 月 日生 ( 歳)	
	配偶者	年 月 日生 ( 歳)	
3 補助対象経費	住居費用	賃貸借契約締結年月日	年 月 日
		月額家賃	円
		敷金、礼金、保証金等 (A)	円
		仲介手数料 (B)	円
	引越費用	引越日	年 月 日
		費用 (C)	円
合計 (A + B + C)		円	
4 市町村税の滞納	私 (申請者) 及び配偶者は、市町村税の滞納はありません。		
5 この制度に基づく補助	私 (申請者) 及び配偶者は、過去にこの制度に基づく補助を受けたことはありません。		
6 同意事項 ※申請者及び配偶者が同意したものとみなします。	私 (申請者) 及び配偶者は、住民登録状況、市町村税の納付状況について、基山町が調査することに同意します。また、基山町補助金等交付規則第2条の2の規定により、必要に応じ佐賀県警察本部に照会することに同意します。		
7 添付書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は婚姻届受理証明書 <input type="checkbox"/> 住民票謄本 <input type="checkbox"/> 所得証明書 <input type="checkbox"/> 離職したことがわかる書類 (離職した場合) <input type="checkbox"/> 貸与型奨学金の返済額がわかる書類 (返済を行っている場合) <input type="checkbox"/> 市町村税の滞納がないことを証する書類 <input type="checkbox"/> 賃貸借契約書及び領収書の写し (住居費用について補助金交付を申請する場合) <input type="checkbox"/> 引越費用に係る領収書の写し (引越費用について補助金交付を申請する場合) <input type="checkbox"/> その他 ( )		

様

基山町長 印

基山町結婚新生活支援補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった基山町結婚新生活支援補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、基山町結婚新生活支援補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

1. 補助金の名称 基山町結婚新生活支援補助金
2. 交付決定額 円
3. 交付決定の条件 補助対象者は、補助金の交付に係る書類を交付の完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
4. 交付決定の取消し 次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことがある。
  - (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
  - (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (3) 市町村税を滞納したとき。

第 号  
年 月 日

様

基山町長 印

基山町結婚新生活支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった基山町結婚新生活支援補助金について、下記のとおり不交付とすることに決定したので、基山町結婚新生活支援補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

決 定 理 由	
---------	--

（不服申立て及び取消訴訟）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、基山町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、基山町を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

基山町長 様

住 所  
氏 名 印  
電話番号

基山町結婚新生活支援補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付額の確定のあった、基山町結婚新生活支援補助金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額 \_\_\_\_\_ 円

【補助金の振込先】

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店名	本店・支店 本所・支所
預金の種類	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）		
口座番号			
口座名義	(フリガナ) -----		

※口座名義については必ず請求者氏名と一致すること。